

申請が必要な給付金です

家計急変世帯に対する臨時特別給付金

●問い合わせ先 福祉課 社会福祉班 ☎248-1144

▶給付額

一世帯あたり10万円



詳しくは市ホームページをご覧ください

▶給付対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月から令和4年9月までの間に家計が急変し、世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯。

なお、以下の世帯は支給対象となりません。

- ・住民税非課税世帯として臨時特別給付金を受けた世帯に属するものを含む世帯
- ・市町村民税均等割が課税されている者の扶養親族等のみで構成される世帯

▶申請受付時期

2月中旬以降に受け付け開始できるよう準備を進めています。申請書等については、準備ができ次第、市ホームページおよび窓口などでお知らせします。

▶申請方法

令和3年1月から令和4年9月まで任意の1カ月の個人の収入を12倍し、合計額が非課税相当になる人が対象です。下記の早見表と、該当する月の給料明細などをご確認ください。

家計急変世帯の対象となる非課税相当収入限度額早見表

家族構成例	非課税相当限度額	
	収入額ベース	所得額ベース
単身または扶養家族がいない場合	930,000円	380,000円
配偶者・扶養親族(計1名)を扶養している場合	1,378,000円	828,000円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	1,683,999円	1,108,000円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	2,099,999円	1,388,000円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	2,499,999円	1,668,000円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円	1,350,000円

新型コロナワクチン接種情報

●問い合わせ先 市新型コロナワクチン接種コールセンター ☎321-6547

追加接種(3回目接種)について

2回目接種終了した人に対して、追加接種(3回目接種)をご案内します。

▶対象者 国の方針により、原則令和4年3月以降は、65歳以上の人については2回目接種終了日から6カ月以上経過した後に3回目接種可能となります。それ以外の人は、2回目接種終了日から7カ月以上

経過した後に3回目接種可能となります。

現在、市では以下のスケジュールのとおり対象者へのワクチン接種を実施しています。2回目接種終了日が令和3年7月17日以降の人についても、3回目接種時期近くになったら、接種券などを送りますので、同封のチラシで予約方法などを確認してください。

対象者	令和3年12月 12/7~	令和4年1月	令和4年2月	令和4年3月	令和4年4月	令和4年5月
医療従事者、施設入所者、施設従事者	接種券発送	1/6 接種券発送	1/20~ 接種券発送	2/3~ 接種券発送	2/14 接種券発送	
2回目終了日がR3.6.6~R3.6.19の人			2回目終了日がR3.6.6~R3.6.19の人の接種期間			
2回目終了日がR3.6.20~R3.7.5の人				2回目終了日がR3.6.20~R3.7.5の人の接種期間		
2回目終了日がR3.7.6~R3.7.16の人					2回目終了日がR3.7.6~R3.7.16の人の接種期間	

※取り扱うワクチンの種類は、ファイザー社ワクチンと武田/モデルナ社ワクチンの2種類を予定しています

2回目接種後に本市へ転入した人へ

2回目のワクチン接種後に転入した人は、3回目の接種券の発行には申請が必要です。

接種を希望する人は接種券発行申請書を提出してください。様式は市ホームページまたは市新型コロナ

ワクチン接種コールセンターで配布しています。詳しくは市ホームページをご確認ください。



市ホームページ

市LINE ワクチン接種情報が届きます



血管年齢、体組成の測定付き

癒される健康教室

食事・睡眠・運動の〇と× 受講生募集

●問い合わせ先 健康づくり推進課 健康推進班(ヴァイプurl内) ☎(248)1173

日々を健康に過ごし、疲れた体をほぐす方法を学びませんか。

専門の講師から、食事、睡眠、運動の質を高める生活習慣について学べる教室です。リラクセスできるミニボールを使った体ほぐし運動の実践も行ないます。同時に、血管年齢と体組成の測定を実施します。

▼ところ

ヴァイプurl研修室、多目的室A

▼対象

・受講日時点で市国民健康保険に加入している人(家族や友人も参加可)

▼内容

- ・健康セミナー
- ・ミニボールを使った体ほぐし運動教室
- ・血管年齢と体組成の測定

▼参加費

無料

▼講師

株式会社ルネサンス アディダスフアンクショナルトレーナー

▶申込方法 電話または電子申請

▶申込締切 2月25日(金)

▶申し込み先

健康づくり推進課

☎(248)1173



▲市電子申請サービス



と き		定員
3月2日(水)	午後1時30分~ 午後3時30分	30人
3月5日(土)	午後1時30分~ 午後3時30分	30人

お気軽にご相談ください

成年後見制度に関する相談会

●問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター(ヴァイプurl内) ☎(248)1126

成年後見制度とは、認知症や障がいなどによって判断能力が十分でない人が、財産管理や施設の入所契約などを自分で行なうことが難しい場合に、本人が不利益を受けないよう支援し保護する制度です。成年後見制度に関する疑問や心配、悩みなどの相談に司法書士が応じます。

▼相談例

・成年後見制度や利用方法を知りたい

一人一人の心掛けて安全に楽しむ

ボールルールを守ろうみんなの公園

●問い合わせ先 都市計画課 都市計画班 ☎(248)3855

本市にはさまざまな公園があり、毎日多くの人が利用しています。安全に楽しく利用できるよう、自分だけではなく周りの利用者のことも考え、互いに譲り合う心掛けが大切です。

▼公園利用のルール

- ・犬、その他ペットの放し飼いやリードを長くしての散歩はしないでください。また、フンは持ち帰りましょう。(ペットの散歩が禁止されている公園もあります)
- ・野良猫などへのエサやりはしないで

ください。

- ・危険物の持ち込みや、花火、バーベキューなどの火気の使用はできません。
- ・自動車、バイク、自転車の乗り入れはできません。
- ・ボール遊びは、周りの利用者への迷惑にならないようにしましょう。
- ・「来たときよりも美しく」ゴミは各自で持ち帰りましょう。
- ・近隣の迷惑になるような大きな音を出さないようにしましょう。